

# リチウムイオン電池等使用製品の廃棄方法の変更について

ーリチウムイオン電池等を起因とする火災事故防止ー

リチウムイオン電池等の充電式電池は、ごみ収集車やごみ処理工程で発火する可能性が非常に高く、近年、**車両や工場での火災の原因**となっています。また、スマートフォンや電気シェーバーなど、リチウムイオン電池等の取り外しが難しい製品も増えています。

これまで、リチウムイオン電池等の取り外しができない小型家電製品を廃棄する際は、役場窓口で手続きの上、埼玉中部環境センターに持ち込んでいただいていたのですが、火災等の未然防止の観点から、リチウムイオン電池等使用製品の廃棄方法を下記のとおりとします。何卒、ご理解ご協力をお願いします。

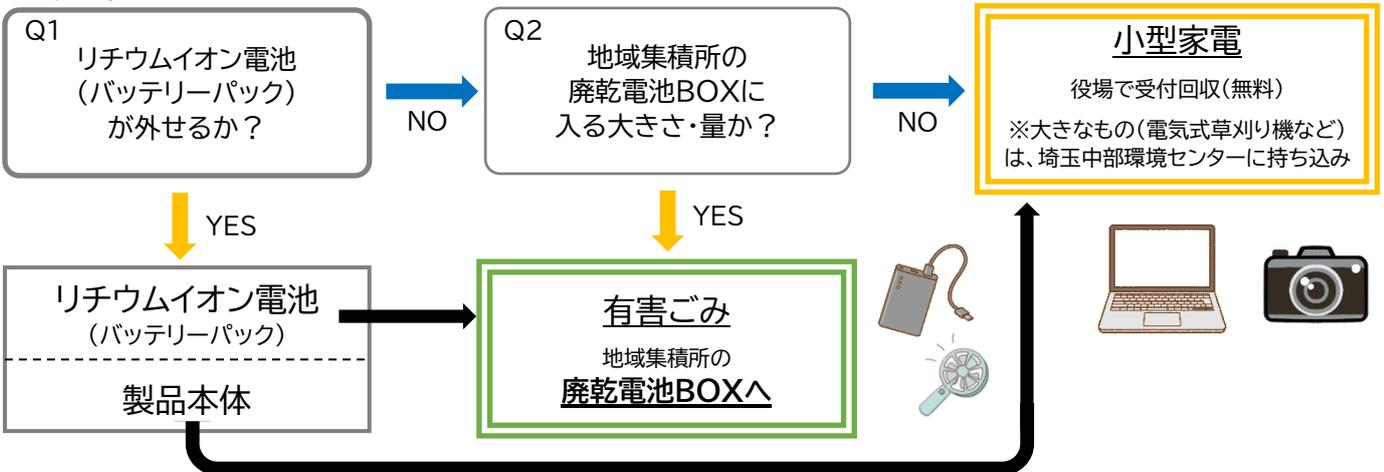


記

## 使用済みリチウムイオン電池等使用製品とは

携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレット、モバイルバッテリー、ハンディーファン、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ、電動工具、デジタルカメラ、ワイヤレスイヤホン など

### スタート



リチウムイオン電池(バッテリーパック等)を取り外すことが可能な製品は、電池を外してください。

リチウムイオン電池等は「有害ごみ」「販売店・協力店」、  
製品本体は「小型家電」となります。

新

## リチウムイオン電池等を取り外すことができない製品の捨て方

- ・ごみ集積所の「有害ごみBOX」に捨てる。(BOXに入る小さいもの)
- ・役場環境課で回収します。